

プレミアム基準の活用に係る専門委員会における 検討状況について

本年度のプレミアム基準の活用に係る専門委員会においては、第 1 回特定調達品目検討会において了承いただいたとおり、次の 4 項目について検討を進めているところ。

1. 試行対象品目の点検・拡充
2. プレミアム基準策定ガイドライン本編（Version1.2）の改定
3. イベントにおけるグリーン購入ガイドライン（プレミアム基準策定ガイドライン別冊）の作成
4. グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

以下に、これら 4 項目についての専門委員会における検討状況等を示す。

1. 試行対象品目の点検・拡充

（1）試行状況の点検

環境省において複数の品目を選定し、試行的にプレミアム基準による調達を実施することにより、他の府省庁における活用を促進することを目的として、平成 26 年度には文具類、画像機器等（コピー機等及びプリンタ等）及び印刷を、また、平成 27 年度には乗用自動車及び会議運営をそれぞれ試行対象品目として選定し、可能な範囲で調達に努めることとされた。

平成 27 年度の試行対象品目とされた「文具類」「画像機器等（コピー機等 3 品目及びプリンタ等 2 品目）」及び「印刷」については、環境省における平成 27 年度の試行の実施状況について確認を行う。また、平成 28 年度の試行対象品目である自動車及び会議運営については、環境省における発注の状況等について確認を行うこととする。さらに、今後の国等の機関に対する普及・周知のための方策について併せて検討するものとする。

（2）試行対象品目の拡充

本年度も新たな分野・品目について、昨年度に引き続き対象品目の拡充を図るものとする。現段階においては、昨年度の第 2 回専門委員会において引き続き検討することとされた「エアコンディショナー」及び「電子計算機」の 2 品目に加え、「LED 照明」の 3 品目について、試行対象品目候補として検討を実施することとする。

なお、検討に当たっては、専門委員会及び検討会における意見・指摘事項等、国内外の環境ラベル、調達制度・基準等を踏まえ、対象品目の追加・変更の選定や重視すべき観点等、対象品目に係る試行基準の検討に適切に反映するものとする。

① エアコンディショナー

エアコンディショナーについては、新たな JIS 規格（測定方法）に基づく省エネ法のトップランナー基準が検討されており、平成 27 年度において、その内容を踏まえ、基本方針の判断の基準等の改定に係る検討と併せ、検討を実施することとされた。

しかし、省エネ法のトップランナー基準の検討がまだ途上にあり、エネルギー消費効率に係る新たな基準が適用可能な状況にないこと、家庭用エアコンディショナーについては、平成 28 年度の基本方針より冷媒に係る地球温暖化係数について判断の基準として適用したこと等から、引き続き検討を実施することとされた。

本年度は、エネルギー消費効率や冷媒に係る基準以外の評価項目（各機能や部品等）について、選択肢として活用可能な指標について検討を実施する。

② 電子計算機

電子計算機は、国等の機関において年間で 20 万～30 万台程度調達されており、総調達量の多い機器であることから、プレミアム基準の活用により、大きな環境負荷低減効果が見込まれる品目と考えられる。

電気計算機については、新たな JIS 規格（測定方法）に基づく省エネ法のトップランナー基準が検討されており、その内容を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準及びその他の指標に係る設定の可能性を検討するものとする。

また、タブレット端末等については、省エネ法特定機器及び特定調達品目への追加に関する検討状況を踏まえ、基準の設定の可能性等について検討を実施するものとする。

なお、パーソナルコンピュータ及びサーバ類については、新たなエコマーク認定基準が制定¹されたところであり、当該基準を参考として検討を実施することとする。

③ LED 照明

LED 照明（器具及びランプ）については、技術開発や市場への普及が著しい品目であり、環境負荷低減効果が見込まれること、地方公共団体や民間部門等への波及効果が見込まれること等から、試行対象品目候補として選定することとした。

なお、LED 照明に係る技術の急速な進展を踏まえ、本年度のプレミアム基準に係る検討結果を平成 31 年度に予定されている LED 照明器具及び LED ランプに係る判断の基準等の見直しに活用する方向で検討する（併せて見直し時期の前倒しを検討）。

¹ 商品類型 No.119「パーソナルコンピュータ Version3.0」及び商品類型 No.159「サーバ類 Version1.0」を制定（平成 28 年 9 月 16 日）

2. プレミアム基準策定ガイドライン本編の改定

昨年 9 月の国連総会における「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、また、昨年 11 月 30 日からフランス・パリで開催された COP21 において 2020 年以降の温室効果ガス削減の新たな国際枠組となる「パリ協定」が採択された。

こうした国際社会共通の環境問題を巡る情勢・動向の変化等を受け、我が国においても、温室効果ガス排出削減に係る 2030 年の中期目標、さらには 2050 年の長期目標の達成に向け、あらゆる主体が着実かつ不断の取組を推進することが必要である。このため、より環境負荷が低減された製品やサービスを選択することを促し、経済・社会のグリーン化を推進する観点から、特に温暖化対策・低炭素社会の構築、省資源・物質循環等の重視すべき環境施策への対応、また、特定調達品目に限らず、対象とする分野・品目の拡大等に関する検討を実施し、その結果を適切に反映した改定版の「**プレミアム基準策定ガイドライン【Version.1.2】**」を発行するものとする。

主な改定内容としては、時点修正に加え、以下の項目・内容を想定している。

（１）主な環境政策への対応方針

現行のガイドラインにおいては、平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画の事象面で分けた重点 6 分野を念頭に、プレミアム基準の設定対象とする分野・品目の性質に応じた設定方針及び分野横断的な対応方針を設定しているが、上記のとおり、国際的な環境問題の情勢は昨年から本年にかけて大きく変化しており、特にパリ協定を踏まえた地球温暖化対策への取組が急務とされるところである。

こうした状況を鑑み、本年度の改定に当たっては、特に温暖化防止・低炭素社会の構築に向けた観点を重視した対策を強化することが求められ、地球温暖化対策計画及び政府実行計画等に示された施策・対策を対応方針に反映する必要がある。なお、検討に当たっては、国等の機関として求められる役割は当然のこと、地方公共団体、事業者及び国民に求められる役割を果たすための助力となるよう、市場の更なるグリーン化に貢献するという視点から、検討を行うこととする。

また、温暖化防止・低炭素社会の構築以外の対策についても、省資源・物質循環に係る検討のほか、昨今課題となっている事象等について、分野横断的施策としての追加を含めて検討を行うこととする。

（２）プレミアム基準の対象品目

現行のガイドラインは、国等の機関における環境意識の高い調達者を念頭に、より高い環境性能に基づく基準を設定するに当たって、参考となる基準の考え方及びその方法等を取りまとめたものであり、記載されている具体的な設定例については、国等の機関が既に取り組んでいるグリーン購入法の特定調達品目から選択し、その考え方を示して

いるところである。

プレミアム基準がより一層活用されるための方策として、特定調達品目以外の品目についても積極的に取り上げ、プレミアム基準の考え方や要件について例示していくことが望ましいものと考えられる。

本年度は、必ずしもグリーン購入法の枠に捉われず、特に環境負荷低減について考慮すべき品目や地方公共団体や民間への波及効果が期待される品目等についても積極的に取り上げ、幅広くプレミアム基準の考え方等を示すこととする。

また、現行のグリーン購入法は、品目単位で環境物品等としての性能を規定しているが、物品単体での環境負荷低減のみならず、相互に関連する複数の品目等について、総合的な対策を講じることによる効果が大きいと考えられる場合もあることから、例えば、庁舎における設備機器等やオフィス機器の配置等の最適化等に係る情報についても、収集・整理することとする。

（３）事業者の環境配慮への取組の評価

現行のガイドラインにおいては、役務の発注を行う際に、事業者を評価する場合の評価項目（加点項目）について、５項目の事例を取り上げているところであるが、当該事業者の事業活動全般における環境配慮への取組姿勢について幅広く評価を行うことにより、環境負荷が期待されるものと考えられる。

本年度は、地球温暖化対策計画に示された事業者に求められる取組事項等を参考とし、ガイドラインの記載内容について検討を行うとともに、適切に見直しを実施する。

3. イベントにおけるグリーン購入ガイドライン（プレミアム基準策定ガイドライン別冊）の作成

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会における活用を視野に、平成 26 年度より中規模乃至大規模なイベント開催に伴う環境負荷の最小化を図るため、また、より環境性能の高い基準によるグリーン購入を推進するため、イベントに係る環境配慮の国際的な動向や 2012 年オリンピック・パラリンピックロンドン大会及び本年 8 月に開催されたリオ大会における環境配慮への取組等を参考に、プレミアム基準の考え方を活用したイベントにおける調達に関する方針及び物品、サービス等の環境配慮の考え方等について整理・検討を実施してきたところである。

イベントの実施に伴う環境負荷については、LCA 的観点から考察を実施した上で、特に環境負荷低減効果が大きいと考えられる品目や複数の品目を横断して考慮すべき事項等について、それぞれ独立した個別のガイドラインとして策定し、単独でも活用可能な形式とすることが望ましいものと考えられる。また、これまで調査を行ってきた国内外のガイドライン等の設定項目等の事例を参考として、イベントにおけるグリーン購入の考え方や各ガイドライン等を取りまとめ、国等の機関に止まらず、地方公共団体や民間等においても広く活用可能な、「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン」をプレミアム基準策定ガイドラインの別冊として作成するものとする。

（１）ガイドライン別冊の内容

イベントにおけるグリーン購入ガイドラインは、イベントの実施に当たって、主催者や運営者が配慮すべき取組の内容を総合的に記載した上で、特にイベントにおける物品やサービスの調達・契約時においてグリーン購入を促進する観点から、グリーン購入法の特定調達品目以外の物品等を含め、一般的に調達される物品・サービスについての環境配慮基準を設定し、広く活用されることを目指して定めるものである。

また、利用対象者としては、国等の機関のほか、地方公共団体等及び民間団体、事業者等が開催するすべてのイベントの主催者、運営者及び関係者に適用されることを想定し、主催者はもちろん、イベント運営の委託先に対しても、ガイドラインに則した物品等の調達を実施することを求めるものとする。イベントの主催者又は運営者が、当該イベントに伴う環境負荷について認識し、環境負荷低減に向けた取組を実施することの意義は極めて大きいものと考えられる。

（２）ガイドラインの構成

イベントにおけるグリーン購入ガイドラインの構成案は、次頁のとおりである。

現段階では、基本原則を示した上で、総合ガイドライン 2 種、横断的ガイドライン 7 カテゴリー、品目別ガイドライン 5 品目を想定しているが、検討会及び専門委員会における検討状況等を踏まえ、柔軟に追加・変更等を実施するものとする。

はじめに

1. ガイドラインの趣旨

- (1) ガイドラインの目的
- (2) ガイドラインの利用対象者
- (3) ガイドラインの位置づけ

2. ガイドラインの適用範囲

3. ガイドラインの基本原則

4. イベントに係るプレミアム基準の活用

- (1) ガイドラインの概要と活用の手順
- (2) イベントにおける環境配慮の基本的考え方
- (3) 横断的・品目別ガイドラインの設定の背景

5. ガイドライン

(1) 総合ガイドライン

- サプライチェーンマネジメント
- カーボンフットプリント及びカーボン・オフセット

(2) 横断的ガイドライン

- 紙
- 木材
- プラスチック
- 繊維
- 包装材
- 輸送・配送
- フロン類

(3) 品目別ガイドライン

- 印刷物・印刷サービス
- エネルギー使用機器
- 家具、什器、備品
- ケータリング、レストラン
- 電力・エネルギー

参考資料

4. グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

(1) 検討の目的

グリーン購入法は、平成 13 年 4 月の完全施行から 15 年が経過したところである。国等の機関における特定調達品目の調達率は、平成 13 年度において 44.4%であったものが、平成 16 年度には 90%を超え、以降 95%前後の高いレベルで推移している。

他方、地方公共団体においては、グリーン購入の調達方針を策定している団体の割合は、都道府県・政令指定都市においては 100%、市区においては、73.8%、町村においては 35.0%、全体では 55.0% となっており、団体の規模により取組状況が異なっている。また、過去 5 年間の取組状況をみると、ほぼ横ばい傾向となっており、地方公共団体へのグリーン購入の更なる普及・展開が課題となっている。

我が国全体として、グリーン購入を更に進展し、市場のグリーン化に寄与するためには、これまでの特定調達品目検討に当たっての基本的考え方の見直しについて、幅広い観点から議論を深化させる必要があるものと考えられる。

このため、本年度は、環境政策における優先順位を踏まえつつ、グリーン購入法の担うべき役割の再整理とともに、その存在価値が一層高まるよう、将来的なあり方及び今後の展開について検討を行うこととする。

(2) 検討に当たっての論点

グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討に当たって、本専門委員会において整理する論点としては、例えば、以下の事項が考えられる。

なお、プレミアム基準の活用に係る検討と連動する事項については、当該事項に係る議論等も踏まえながら検討を実施するものとする。

① より環境性能の高い製品の調達に向けた論点

- 平成 27 年 7 月に決定された約束草案における「2030 年度における国内温室効果ガス排出量の 2013 年度比 26%削減」目標に向けて、グリーン購入法で行うべきことについて
- より環境性能が高い製品の普及のための、判断の基準の再構築の必要性について
- 新たな環境負荷項目に係る指標や基準の必要性について

② 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点

- 地方公共団体や民間（事業者、消費者）がグリーン購入に容易に取り組むことができるような方策について
- 地方公共団体や民間（事業者、消費者）が購入を進めやすい品目を追加する等の方策について
- グリーン購入に関する国民の意識と行動のギャップを埋めるための方策について